

2021年9月17日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
 (コード：8303 東証第一部)

SBI 地銀ホールディングス株式会社による 当行株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当行は、SBI ホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）の完全子会社である SBI 地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といい、SBIHD と総称して「SBIHD ら」といいます。）による 2021 年 9 月 10 日に開始された当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、当行取締役会において取締役全員の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、SBIHD らに対して質問を行っておりますが（詳細は下記「7. 公開買付者に対する質問」をご参照ください。）、当行の質問に対する対質問回答報告書が公開買付者から提出され次第、対質問回答報告書の内容その他の関連情報を併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当行の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定です。

当行の株主の皆様におかれましては、当行から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 公開買付者の概要（注1）

(1)	名 称	SBI 地銀ホールディングス株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 森田 俊平
(4)	事 業 内 容	(1) 有価証券等の保有、管理、運用および取得等の投資事業 (2) 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する調査、企画並びにそれらの斡旋、仲介 (3) 経営一般に関するコンサルティング (4) 会社の帳簿の記帳および決算に関する事務並びに経営、経理に関する診断および指導 (5) 情報提供サービス業

		(6) システムの開発、販売およびレンタル (7) 上記各号に附帯または関連する一切の業務
(5)	設 立 年 月 日	2015年8月25日
(6)	資 本 金	100,000,000円(2021年9月10日現在)
(7)	大株主及び持株比率 (2021年9月10日現在)	SBIホールディングス株式会社 100.00%
(8)	当行と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、当行株式を100株(所有割合(注2):0.00%)所有しております。 また、SBIHDは、当行株式を42,737,700株(所有割合:20.32%)所有しております。
	人 的 関 係	当行と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当行とSBIHDの間には、記載すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当行と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。 なお、当行とSBIHDの間には、以下の取引関係があります。 ・当行はSBIHDの関連会社であるマネータップ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社である地方創生パートナーズ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社であるSBIインベストメント株式会社が設立運営するFinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合及びSBI 4&5投資事業有限責任組合へ出資しております。 ・SBIHD、SBIリーシングサービス株式会社及びSBI FinTech Solutions株式会社は当行との間で融資取引を行っております。
	関 係 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当行の関連当事者には該当しません。 なお、SBIHDは、当行株式を42,737,700株(所有割合:20.32%)所有する当行の主要株主であり、かつ筆頭株主です。

(注1) SBIHDらに関する記載は、公開買付者が2021年9月10日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の記載に基づくものです。

(注2) 「所有割合」とは、当行が2021年9月3日に提出した「自己株券買付状況報告書」(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第24条の6第1項に基づくもの)に記載された2021年8月31日現在の当行の発行済株式総数(259,034,689株)から、当行が所有する同日現在の自己株式数(48,724,159株)を控除した株式数(210,310,530株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。)をいいます。以下、同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,000 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当行は、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。しかし、本日、当行取締役会において、取締役全員の一致により、以下の理由から、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議しました。なお、当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役 3 名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

- (ア) 本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、本公開買付けについて評価及び検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確ではないこと

本公開買付けは、当行に対して、事前に何らの通知や連絡もなく、また、事前協議の機会もないまま、一方的に開始されたものです。SBIHD が当行の議決権の約 20%弱を取得した 2021 年 3 月下旬以降、当行は、SBIHD から大株主としての意見を伺うべく、SBIHD に対して複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHD からは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHD と当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておらず、SBIHD から本公開買付けに関するご相談もいただけませんでした。

このような中、公開買付者による本公開買付けの突然の公表を受け、当行は、本公開買付けに対する当行の意見を表明することに向けて、直ちに、本公開買付け届出書の内容その他の関連情報を精査の上、本公開買付けの内容の評価及び検討を慎重に進めてまいりました。

しかしながら、当行は、当行の株主の皆様、本公開買付けに応募するか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成及び表明するためには、本公開買付け届出書に記載された内容を含め、現時点までに入手することができた情報のみでは不十分であると考えております。また、本公開買付け届出書では、SBIHD と当行との間の業務提携に関する協

議・接触に関する事項が複数の箇所で記載をされていますが、当行の認識と大きく異なる箇所もあり（詳細は2021年9月16日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社による公開買付けにかかる意見表明に向けた当行の検討状況について」の別紙「SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」をご参照ください。）、これらの点についてSBIHDらにその内容を確認する必要があるとも考えています。

したがって、当行としては、本公開買付けが当行の企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益を確保するために資するものであるかについては、公開買付者から詳細な情報を得た上で、慎重に分析及び検討を行う必要があると考えています。

- (イ) 本公開買付けにより、SBIHDらは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられるところ、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があること

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。そして、当該上限は当行の総株主の議決権の過半数に満たない数に設定されています。当行の現状の株主構成及び過去における概ね9割前後の議決権行使比率に鑑みますと、SBIHDらは当行の総株主の議決権のうち過半数を取得しなくとも、実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。加えて、SBIHDは、銀行持株会社としての認可を取得するには不適切な子会社（すなわち、銀行持株会社の子会社としては行うことが出来ない業務を行っている子会社、例えば、SBIHDのバイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業に属する会社や不動産仲介業務を行う会社が含まれます。）を保有しており、その提案において、銀行持株会社となることもなく、また、発行済株式の全部を取得することもなく、あえて当行の議決権の過半数を取得することなく、最大で48%の所有割合に相当する当行株式の取得を求めるものです。それはすなわち、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかなりません。当行は、上記のとおりSBIHDらは当行の総株主の議決権の過半数を取得せずとも実質的な経営権を取得しうる状況にあるため、銀行持株会社としての認可を取得することなく、いわば低額な投資により、残置された株主の犠牲のもとに、実質的経営権を取得することも可能な状態にあると考えています。このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。当行は、そのような認

識の下、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があると考えています。

- (ウ) 金融サービス業の中核たる銀行として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業として、経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については慎重にこれを検討する必要があること

当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が害されるおそれもあります。当行は、そのような認識の下、慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があると考えています。

公開買付者は、法第 27 条の 10 第 11 項及び金融商品取引法施行令 13 条の 2 第 2 項に従い、当行が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から 5 営業日以内に、下記「7. 公開買付者に対する質問」及び別紙に記載された質問に対して、法 27 条の 10 第 11 項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当行の質問に対する対質問回答報告書が公開買付者から提出され次第、当行は、対質問回答報告書の内容その他の関連情報を併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当行の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当行から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

- (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当行株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

本公開買付届出書によれば、本公開買付けは、当行株式の上場廃止を企図したものではなく、

本公開買付け成立後も引き続き当行株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（58,211,300株）を設定しているとのことであり、本公開買付け成立後にSBIHDらが所有することとなる当行株式の数は、最大で100,949,100株（所有割合：48.00%）にとどまる予定とのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当行株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定とのことです（以上、本公開買付届出書11頁）。

(4) 本公開買付け成立後の公開買付者による当行の株券等の追加取得の予定

本公開買付届出書によれば、SBIHDらは、本公開買付けにより、(i)当行をSBIHDの連結子会社とすること、及び(ii)当行の役員の一部又は全部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にするための議決権を確保することを企図しているとのことであり、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できた場合には、SBIHDらは、2021年9月10日現在、本公開買付け成立後に当行の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

一方、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できなかった場合には、SBIHDらは、上記(i)及び(ii)の目的達成に向けて必要な範囲で、市場内取引その他の方法により当行株式を追加で取得することを予定しているとのことです。その手法、条件、実施時期及び適否について本公開買付け成立後の市場株価の動向、当行や当行の他の株主その他の関係者との協議状況、SBIHDらにおける資金調達可否等を踏まえて決定した上で、取得する方針とのことです（以上、本公開買付届出書11頁）。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けは当行株式の上場廃止を企図したのではなく、またMBOや支配株主による公開買付けでもありません。また、公開買付者の完全親会社であるSBIHDは当行の主要株主であり、かつ筆頭株主ではありますが、本公開買付けは当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、特に本公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情は本件ではないものと思料されます。

但し、当行は、本プラン（下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に定義されます。）の運用面に関して、独立社外役員が協議にあたり助言を得ることができるよう、当行取締役会から独立した独自の外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）を起用するものとし、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担することとしております。これにより、本プランの運用に際して、独立社外役員が外部専門家からの独立した専門的助言等を受けることができる体制を構築しています。

4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する

事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

本日付で公表しました「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（以下「本買収防衛プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当行は、本公開買付けの公表を受け、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 本プランの導入の判断に至った経緯及び理由

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けは、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を削減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかならないと考えています。

このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様との共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的に SBIHD の支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。さらに、当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。SBIHD が当行の議決権の約 20%弱を取得した 2021 年 3 月下旬以降、当行は、SBIHD から大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHD からは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHD と当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておりました。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものであります。当行はフ

ルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様のご利益が害されるおそれもあります。

かかる認識の下、SBIHDらによる本公開買付けの公表を受け、当行取締役会は、当行の企業価値ないし株主の皆様のご利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、本公開買付けを含む大量買付行為（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保するため、かかる大量買付行為は、当行取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当行取締役会は、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針を決定すること及び本プランを導入することを決議いたしました。

(2) 株主意思確認総会の開催確保のための措置及び今後の手續等

本プラン上、仮に、当行取締役会が本公開買付けに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、株主総会を開催することを取締役会評価期間（下記にて定義されます。）内に決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催することになっています（以下「株主意思確認総会」といいます。）。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、本公開買付けがなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。株主意思確認総会において、株主の皆様が、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案が普通決議をもって承認され、かつ、本公開買付けが中止又は撤回されない場合には、当行取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、対抗措置（(a) 差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権（以下「甲種新株予約権」といいます。）の無償株主割当て、及び(b) それに続いて、当行株式を対価として非適格者（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、大量買付者の保有する当行の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

そして、株主意思確認総会の開催の確実を期すため、当行は、SBIHDらに対して、本日付けの書

簡において、2021年9月30日の正午を期限として、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）（法令上認められる最長の公開買付期間である60営業日にあたる日）まで延長することを内容とする公開買付届出書の訂正届出書を提出することを要請いたしました。

当行の今後の対応は、SBIHDらが当行の要請に対して、どのように対応するかによって、大要、以下の2つの可能性があります。

（ア）公開買付者が2021年9月30日の正午までに、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）まで延長した場合

当行取締役会は、公開買付者から提出された情報に基づき、本公開買付けがなされることに賛同するか反対するか、また、反対する場合に対抗措置を発動すべきかを評価検討いたします。当行取締役会は、本公開買付けの是非について株主の皆様適切にご判断いただくため、及び当行取締役会において評価・検討等を行うため、公開買付者に対し、必要に応じ情報の提供を請求することができるものとします。

当行取締役会は、本日以降、必要に応じて当行から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、公開買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、本公開買付けに関する当行取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公開買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様情報開示を行います。この過程において、当行独立社外役員は取締役会の場合とは別に独立社外役員のみによる協議を行うことを妨げられず、また、独立社外役員のための外部専門家の助言を得ることもできます。

また、必要に応じて、当行取締役会は公開買付者との間で本公開買付けに関する条件・方法について交渉し、さらに、当行取締役会として、株主の皆様代替案を提示することもあります。

当行取締役会による上記の評価・検討については、本日以降可及的速やかに実施しますが、評価・検討のため必要な資料の準備等に要する時間も考慮し、十分な検討ができるよう、30日程度の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を見込んでおります。なお、当行取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当行取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします（なお、当該延長は1度に限るものとします。）。当行取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様情報開示を行います。

本公開買付けによる当行株式の買付けは、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会

の終結後)にのみ開始されるべきものとします。

(イ) 公開買付者が 2021 年 9 月 30 日の正午までに、公開買付期間の終了日を 2021 年 12 月 8 日(水曜日)まで延長しなかった場合

この場合、SBIHD らが、株主意思確認総会を開催する以前において公開買付けによる買付けを実行しようとする可能性があるため、当行取締役会は、当行株式 1 株につき 1 個の割合でなされる甲種新株予約権の無償割当て(以下「本暫定措置」といいます。)のみを先行して暫定的に実施した上で、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認するものとします。

当行は、株主意思確認総会を開催することとなった場合及び本暫定措置を実施することとなった場合に備え、株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021 年 10 月 13 日(水曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。株主意思確認総会における開催日時及び開催場所、付議議案の詳細につきましては、今後開催する取締役会において決定次第、お知らせいたします(詳細は、本日付で公表しました「臨時株主総会招集及び新株予約権無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。)

7. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

但し、上記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に記載のとおり、当行は SBIHD に対して、本日付けの書簡において、株主意思確認総会の開催の確実を期すため、2021 年 9 月 30 日の正午を期限として、公開買付期間の終了日を 2021 年 12 月 8 日(水曜日)まで延長することを内容とする公開買付届出書の訂正届出書を提出することを要請いたしました。公開買付者が、この要請に応じた場合、本公開買付けの公開買付期間は 60 営業日となります。なお、公開買付者が当行からの要請に対して 2021 年 9 月 30 日の正午までに応じない場合、当行は、甲種新株予約権の無償株主割当てを実施することとなります。詳細は、上記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(2) 株主意思確認総会の開催確保のための措置及び今後の手続等」の「(イ) 公開買付者が 2021 年 9 月 30 日の正午までに、公開買付期間の終了日を 2021 年 12 月 8 日(水曜日)まで延長しなかった場合」をご参照ください。

以上

金・融 | リ・デザイン
Redesigning Finance

お問い合わせ先
新生銀行 グループ IR・広報部
下村、紀、伊佐
Shinsei_PR@shinseibank.com

公開買付者に対する質問

本公開買付けは、SBI 地銀ホールディングス株式会社を公開買付者とするものですが、本公開買付届出書によれば、本公開買付けの実施決定者として、SBI ホールディングス株式会社の代表取締役社長の氏名が記載されているため、実質的な決定主体は、当行の主要株主であり、かつ筆頭株主である SBI ホールディングス株式会社と理解しております。そのため、質問の宛先として、SBI 地銀ホールディングス株式会社のみならず、SBI ホールディングス株式会社も含めております。

なお、事前協議が一切なくして開始された公開買付けであることにより、公開買付けの開始の経緯や公開買付届出書に記載された内容に関連して確認を要する部分が多く、質問が様々な領域に亘っております。当行の株主の皆様が判断を行うための情報提供を目的としておりますので、何卒、詳細なご回答をよろしく申し上げます。

1 SBIHD らについて

(1) 公開買付者の概要等

- ① 公開買付者の組織概要、事業内容、財務内容、並びに役員の氏名、職歴及び SBIHD との関係性についてご教示ください。

(2) SBIHD らの過去の投資活動、資本業務提携等

- ① SBIHD らの当行以外の主要な投資先、投資方針の詳細、過去 5 年間における主要な投資活動の詳細をご教示ください。
- ② SBIHD らの上記①の投資後の実績の推移がどのようなものであったかを具体的に説明ください。

2 本公開買付けに至った経緯について

(1) 本公開買付けの開始の動機について

- ① 本公開買付届出書によれば、「2021 年 7 月上旬に、対象者から、議決権行使の理由や事業提携について対話を求める書面を受領しておりますが、上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、従前の SBIHD との資本業務提携に関する提案や SBI 証券との証券業務に関する提携の提案に対する反応等を踏まえると、現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」と記載されています。「従前の SBIHD との資本業務提携に関する提案」とは 2019 年 9 月のご提案と解されますが、同年 8 月 28 日時点の SBIHD による当行株式の所有割合は 4.66%とのことです。それに対し、2021 年 7 月上旬の当行からの対話の申入れは、SBIHD が当行株式の 20%弱の取得を取得し、2021 年 6 月 23 日開催の当行の定時株主総会における SBIHD による議決権行使の結果を踏まえて、当行の株主としてのご要望を拝聴するための SBIHD への対話の提案であり、これまでの当行と SBIHD との間の協議・会話とは異なる段階に入っております。そうした状況下で、「従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことの根拠を具体的にご教示ください。
- ② 上記①に関して、「SBI 証券との証券業務に関する提携の提案」については、当行は証券業務に関する業務提携自体を拒絶したわけではなく、複数の証券会社から提案を受けた上で、当行が最善と考えた先と証券業務に関する業務提携を行うこととしたものです。当行にとって最善なものを選択するのは、当行の株主の皆様に対する当然の義務と考えておりますが、ご自身の提案が受け入れられず、競合する事業者を当行が提携先として選んだことが不服な

のでしょうか。

- ③ 上記②に関して、仮に自己の提案がより優れていたことを示すわけでもなく、大株主である自己の提案が受け入れられて当然であることを前提理解とするのであれば、そのような立論は受け入れ難いと当行は考えております。当行経営陣は、当行の株主の皆様全体の利益を考える義務があり、とりわけ、このような提携の無理強い、もっぱら SBIHD のみの利益に帰するものであると当行は考えております。これについて、SBIHD は、当行の少数株主の利益の配慮の観点から、どのように考えられておられるか具体的にご教示ください。
- ④ 本公開買付届出書では、「現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」と記載されていますが、当行は SBIHD からの提案に対しては、実現可能性等を含めて真摯に検討をして参りました。例えば、2019 年 9 月の提携提案は、最初のステップとして一般株主から株式をその時点の時価で買い取り、次のステップとして当行を非上場会社とした上で、公的資金の返済として、一般株主への支払の金額を超える金額での株式の買取りを行うという提案を不可分の一部とした提携を目的とした提案でありましたが、当行は、最初のステップで株式をお譲りいただく一般株主の保護の見地から、かかるステップの全内容を開始前に開示しない限り、かかる提案は到底受け入れられないものであると考えるとともに、一般株主の利益を軽んずる提案がなされたことに対して大変危惧しておりました。当行からは、SBIHD からの提案の実現可能性の点で疑問が残る旨申し上げたところ、SBIHD からは、その点について代替策が示されることもありませんでした。本公開買付届出書では、このような提携提案の不可分の重要な一部を記載しないまま、あたかも当行が SBIHD の提携提案を理由もなく拒絶しているかのような印象を作出していることは、大変遺憾であると考えています。公開買付届出書の訂正を含めて、ご検討ください。

(2) 本公開買付けの検討開始時期、検討内容等について

- ① 本公開買付けの検討開始時期、検討内容を具体的にご説明ください。本公開買付届出書では 2021 年 8 月上旬から買付予定の株券等の数などの諸条件を決定されたと記載されていますが、本公開買付けによる株式取得に関して 2021 年 8 月 13 日付で銀行法上の認可の申請を行われていることや、海外当局からの承認取得にも相応の期間を要することを考慮すれば、2021 年 8 月上旬よりも早い段階で公開買付けの検討を開始されていたものと理解しています（例えば、ニュージーランド海外投資局からの承認を 2021 年 9 月 2 日付で取得していますが、同局の公式ウェブサイトによれば、公開買付者が取得した「Significant business assets only」の種別の承認取得に関する平均的な処理期間は、2020 年 7 月から 2021 年 6 月までの期間において、承認申請の提出から 61 営業日であるとされています。）。
- ② 上記①に関連して、本公開買付届出書では、2019 年 9 月上旬に、「SBIHD が対象者株式の公開買付けを実施するためのデューディリジェンス実施のための協力の依頼等を行いました」とありますが、公開買付けの開始の検討はこの時点から継続して存在していたということになりますでしょうか。少なくとも、当行が対話を提案した 2021 年 7 月上旬の時点では、当行とのいかなる話し合いも拒絶し買増しをするという意思決定をしていたと理解してよろしいでしょうか。

- ③ 本公開買付けの期間・開始時期が適切と判断された理由を具体的にご説明ください。
- ④ 本公開買付けが成立した場合、当行株式の流動性が低下することから、現在予定されている株式会社東京証券取引所の市場区分変更により当行株式が割り当てられる市場区分に影響を与える可能性があります。これに対するSBIHDのご見解をご教示ください。

(3) 過去の当行株式取得の状況、経緯

- ① 本公開買付届出書によれば、「SBIHDは、将来的な株価の上昇による値上がり益の実現及び配当収入により、対象者株式に対する投資から得られる投資利益の向上を目的として」（下線は当行によるもの。）、2020年1月7日に当行株式13,004,000株（所有割合：6.18%）を所有するに至ったとのことですが、同じく、それに先立つ時点のこととして、本公開買付届出書において、「SBIHDグループと対象者グループの事業が相互補完的であり、両グループの経営資源を有機的に組み合わせることができれば顧客の利便性向上につながり、両グループの企業価値向上を図ることができると考えたことから、SBIHDは、2019年4月2日から同年8月28日までの期間において断続的に対象者株式11,281,100株（所有割合：5.36%；当該時点の所有割合（注）：4.66%）を市場内取引により所有するに至りました」（下線は当行によるもの。）と記載されており、2019年8月28日から2020年1月7日にかけて当行株式の取得目的に変更があったものと見受けられますが、当該変更の理由についてご教示ください。

(4) 公開買付けに関する事前の通知・連絡を行わなかった点について

- ① 事前に当行に対して通知・連絡することなく、突然、本公開買付けを開始することが、SBIHDらが要望される当行との資本業務提携の実現に向けてどのような影響を与えるかについて、いかなる評価・検討が行われたのかにつき、具体的にご説明ください。なお、ご説明にあたっては、以下の2点をご留意ください。
 - 本公開買付届出書では、「従前のSBIHDとの資本業務提携に関する提案やSBI証券との証券業務に関する提携の提案に対する反応等を踏まえると、現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことが理由として記載されています。しかしながらこれは、これまで個別事業分野での連携に関して当行から提案を行っていたところ、上記(1)①のとおり、貴社による当行株式の取得及び当行株主総会における議決権行使の内容を勘案すれば、貴社が当行経営に対してご意見をお持ちであり、従前とは明らかに異なる状況と考え、当行取締役会として貴社に対して対話を提案したものです。これまでの当行とSBIHDとの間の協議・会話とは異なる段階に入っており、「従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことは説得力のあるご主張ではないと当行は考えています。
 - 本公開買付届出書では、「未確定の情報の漏洩により市場株価が乱高下する状況を招く可能性」の観点を掲げられていますが、本公開買付届出書においては、2019年9月上旬にSBIHDが「対象者株式の公開買付けを実施するためのデューデリジェンス実施のための協力の依頼等」を行いまし

た」(下線は当行によるもの。)とあるように、公開買付けのご相談を頂戴しており、当行はこれを公にすることは一切なかったことも踏まえ、漏洩の恐れは理由にならないのではないかと当行は考えています。また、業務提携について、金融機関同士が協議するのは日常的なことであり、その際、公表までは秘密として扱うことは、常識以前の問題であり、当行がこの点において疑念を持たれる理由は些かありません。この懸念が現実的なものであれば、SBIHDは「SBI証券との証券業務に関する提携の提案」も、地方創生パートナーズ社に係る提携の協議も、当行との間で行うことができないはずで

- ② 上記①に関連して、当行の株主、お客さま、従業員、取引先等あらゆるステークホルダーに対して少なからぬ驚きや懸念を与えることは十分想起され、当行が協議を提案しているにも拘わらず、事前の協議一切なく本公開買付けの開始に至ったのは、当行経営にネガティブな影響を与えるのみならず、各種ステークホルダー全体を軽視しているとも受け止められかねないと考えております。お考えをお示してください。
 - ③ 上記と同様に、事前に当行に対して当行株式の買付けについて何らの協議も申し入れることなく、突然、本公開買付けを開始することが、当行のステークホルダーの皆様(当行の取引先様、従業員、他の株主等を含みます。)にもたらす不安・混乱等の影響、ひいては、当行の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討を行われたのかにつき、具体的にご説明ください。
 - ④ 上記③に関連して、本公開買付け届出書では、「金融業においては人材こそが価値の源泉であり、特に対象者においては、小口ファイナンスやストラクチャーファイナンスなど専門性の高い分野において優秀な人材を多数抱えていることから、これらの従業員の皆様の雇用を守ることは当然ながら、提携に伴う業務拡大において必要不可欠な存在であると考えており、SBIHDらとしては更なる活躍の場を提供させていただきたいと考えております」と当行の従業員について評価を頂いておりますが、事前に何ら協議なく「意向に沿わない人間を代える」ためと見える一方的に開始された本公開買付けにより、当行の従業員の間では懸念・不安の声が聞こえております。当行としてはこれらをきっかけとした大量離職が発生するのではないかと懸念も有しておりますが、こうした公開買付けを開始することによる当行の従業員に対する影響についてどのような分析・評価をされたのでしょうか。過程を含めて、詳細をご教示ください。
 - ⑤ 上記③に関連して、SBIHD及びそのグループ会社(「SBIHDグループ」といいます。)のレピュテーション、ひいては今後の地域金融機関向けサービス提供や地域金融機関に対する資本・業務提携の申出に対する反応など、事業活動に及ぼす悪影響をどう評価されているか、詳細をご教示ください。
- (5) 事前の他の株主との接触又は協議について
- ① 本公開買付けに関して、SBIHDらが当行株主、当行の取引関係先、その他の第三者との間で、何らかの連絡、協議、合意、その他の意思連絡等をなされたか、なされた場合にはその具体的な内容をご教示ください。また、今後このような連絡、協議、合意等を行う予定がある場合は、その相手先及び内容等について、具体的にご教示ください。

(6) 大量保有報告書の記載（純投資目的）について

- ① SBIHD が 2021 年 9 月 10 日に提出した当行株式に関する大量保有報告書の変更報告書（No12）では、2021 年 9 月 9 日付で保有目的が「純投資」から「企業価値の向上及び株主等の利益のため、重要提案行為等を行うこと」に変更がなされ、また公開買付者が SBIHD の共同保有者として追加されています。かかる変更のタイミングについての適切性・適法性についてどのような分析をされているか具体的にご教示ください。なお、ご回答に際しては、本公開買付届出書にて、(ア) SBIHD において、2019 年 9 月上旬、SBIHD の経営陣が当行社長に対して、当行を連結子会社又は持分法適用関連会社として SBIHD グループの中核的企業として位置付けるため、関連当局の許認可取得を前提に議決権割合にして最大で 33.4%から 48%の範囲で対象者株式を取得すること及び、SBIHD が対象者株式の公開買付けを実施するためのデュエディリジェンス（以下「DD」といいます。）実施のための協力の依頼等を行ったと記載されていることや、(イ) 2019 年 11 月中旬から 2020 年 10 月上旬にかけて、SBIHD グループとして地方創生における連携に関する協議を行いつつ、証券業務分野における提携の可能性など個別業務に関する議論は継続して行ってきたとの記載との整合性についてのご説明も含めてください。

3 本公開買付けの経緯・内容・価格

(1) 上限及び下限の設定理由

- ① 本公開買付けは買付予定数に上限を設定されており、最大で 58,211,300 株（所有割合にして 27.68%、SBIHD らの現所有分を加味した所有割合にして 48.00%）まで取得するいわゆる「部分買付け」に該当します。部分買付けは、公開買付けの対象会社の株主が公開買付けの成立後、対象会社の企業価値が低下すると考える場合においても、当該公開買付けの阻止のために公開買付けへの応募を控えるのではなく、むしろ売却をするインセンティブを持つ点において、いわゆる強圧性があるとされています。この強圧性に対して、どのような検討プロセスを経た上で、部分公開買付けの開始をされたのか、具体的にご教示ください。
- ② 本公開買付けに買付予定数に上限を設定された理由として、本公開買付届出書では、「SBIHD が銀行持株会社となることについての銀行法第 52 条の 17 第 1 項に定める内閣総理大臣の認可（以下「銀行持株会社認可」といいます。）を含む各種法令上の許可等の取得が必要となりうること」が挙げられつつも、SBIHD が掲げられた目的（事業上の提携関係の構築・強化、当行の役員の一部又は一部を変更）のために追加の株式の取得の可能性も示唆されています。このように、当行取締役の選定を実質的に支配することを目的とし、あるいは会計基準上の連結子会社となる可能性を認識しているのであれば、本来的には株主、とりわけ少数株主との利益相反の問題を回避するために、銀行持株会社認可を得て 100%の株式を取得されるべきであると当行は考えますが、SBIHD が銀行持株会社認可を取得することに関する見込みについてご教示ください。なお、ご回答にあたっては、SBIHD が、銀行持株会社としての認可を取得するには不適切と思われる子会社（すなわち、銀行持株会社の子会社としては行うことが出来ない業務を行っている子会社）を保有されていることをどのように解決されるのかをご言及ください。

- ③ 上記②に関連して、銀行持株会社として保有するのが不適切な、SBIHDの子会社の事業を継続するために、当行を銀行法上の子会社とすることを技巧的に回避することは、当行のようなフルレンジの銀行業務を行なう銀行の少数株主が、銀行持株会社であれば得られるであろう保護が得られなくなるものであると当行は考えますが、その点についてお考えをご教示ください。

(2) 方法として公開買付けを選択した理由

- ① 当行の株式の買い集めの手法として、約 20%までは市場で買い増しを進め、その後、公開買付けを選択された理由をご教示ください。

(3) 公開買付価格の算定根拠及び資金の裏付け

- ① SBIHDらは、当行に対して簡易的なレベルのものを含めてDDは、一切行われていないと認識をしていますが、そのような分析が十分とは言えない状況の中、市場株価に対して一定のプレミアム(注)を付された上で公開買付けの公表をされています。SBIHDらの役員の善管注意義務・忠実義務の観点から、上記についてどのような整理をされているのか、具体的にご教示ください

(注) 本公開買付届出書では「本公開買付価格である2,000円は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である2021年9月8日の東京証券取引所市場一部における対象者株式の終値1,453円に対して37.65% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)のプレミアムを加えた価格、過去1ヵ月間(2021年8月10日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,416円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して41.25%のプレミアムを加えた価格、過去3ヵ月間(2021年6月9日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,460円に対して36.95%のプレミアムを加えた価格、過去6ヵ月間(2021年3月9日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,591円に対して25.71%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である2021年9月9日の東京証券取引所一部における対象者株式の終値1,440円に対して38.89%のプレミアムを加えた価格となります。」とされています。

- ② 上記①に関連して、本公開買付届出書によれば、2021年7月上旬に、当行から事業提携について対話を求める申し入れを行うに至っているという記載があります。当該記載を前提とした場合、SBIHDが、「当行にDDを求めたとしても応じられることはなかった」と考えられるのは不自然ではないでしょうか。
- ③ 本公開買付届出書では、「シティバンクは公開買付者が本公開買付けに係る決済及び諸費用の支払に要する資金をSBIHDが公開買付者に対して貸し付ける資金等を、SBIHDに対して貸し付けることを予定しております」とあり、シティバンクからの借入れ資金を本公開買付けの決済のために使用するものと理解しています。本公開買付けの決済の確実性を確認するため、シティバンクからの融資証明書をご開示ください。また、本公開買付届出書の「第8【買付け等に要する資金】」の「(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】」においてシティバンクからの借入れに関する記載がないこととの関係をご教示ください。

(4) 今後の買付条件の変更の有無

- ① 当行が提出した意見表明報告書に記載のとおり、当行は公開買付者に対して、本プラン（意見表明報告書に定義された意味を有します。）上の株主意思確認総会を開催するために、公開買付期間を60営業日まで延長することを要請しています。かかる要請に対して、応じていただけるか否かご教示ください。要請を謝絶される場合には、その理由を具体的にご教示ください。

4 本公開買付け後の方針について

(1) 本公開買付け後の当行の経営への関与の方針

SBIHD らが提示するガバナンス体制は、機関銀行化回避及び当行少数株主利益の最大化の観点から果たして十分か、という問題意識を持っております。万が一機関銀行化することがあれば、少数株主の株式価値は著しく毀損しうるためです。そのような問題意識に基づき、以下、具体的な質問をさせていただきます。

- ① 現状、当行取締役7名の内、5名は独立社外取締役です。また、それが極めて高いフィデューシャリー・デューティーの意識に基づいた、政府（預金保険機構及び整理回収機構）を含む株主一般の利益に忠実なガバナンスを可能としていると考えます。本公開買付届出書によれば、SBIHD らは、独立社外取締役の人数を、半数未満となりうる「3分の1以上」とするとのことですので、当行が採用している独立社外取締役によるガバナンスを弱めるということになり、これは近時のガバナンスをめぐる議論と逆行するものと思料いたします。どうして、そのような体制が「最適な役員体制」とお考えなのでしょうか。
- ② 上記に関連して、SBIHD らは、当行の取締役の構成に関して業務執行取締役（社内取締役）を増やすべきというお考えなのか、ご教示ください。
- ③ 上記に関連して、SBIHD らは「独立社外取締役が多数を占める任意の指名委員会及び報酬委員会の維持・採用」されるとのことですが、これにより、独立社外取締役の割合が減少することの対応策として十分であるとお考えなのでしょうか。
- ④ 「利益相反管理体制」においては、とりわけ市場価格の存在しない取引の取扱いが重要になると考えております。市場価格の存在しない取引については、どのように管理される予定でしょうか。
- ⑤ 独立社外取締役による牽制が機能するためには、高い見識、専門性及び多様性が不可欠というのは、近時のコンセンサスとなっていると当行は考えます。また、本公開買付けは、完全買収ではないことから、多くの少数株主の皆様が引き続き当行の株主となりますことから、独立社外取締役の役割が少数株主保護の観点から重要となります。以上より、今後の経営を託す独立社外取締役の具体名は、当行の株主の判断にとって、極めて重要な事項と考えます。本公開買付届出書によれば、「本公開買付けの公表・開始前に対象者の役員候補者となりうる人物との十分な接触ができていない」とのことですが、本公開買付けが公知となった今、現況についてご教示ください。
- ⑥ 本公開買付けが成立した場合に就任予定の役員と公開買付者らの関係をお示しくください。
- ⑦ 本公開買付届出書によれば、取締役会の構成について「特定の外資系証券会社等、社外取締役の出身母体に偏りがある」とのことですが、偏りがあるとい

う言葉が「同じ企業グループからの出身取締役が複数名いる」という意味であれば、ゴールドマン・サックス証券株式会社の出身の取締役が2名いることしかこれに該当しません。ゴールドマン・サックス証券株式会社からの出身者が複数名いることが、ガバナンスに関して改善するべきであるというご趣旨でしょうか。また、このことがガバナンスの遂行に支障をきたしていることは全くないと考えておりますが、具体的にいかなるガバナンス機能上の問題が生じているとお考えか、ご教示ください。

- ⑧ 本公開買付届出書では、「ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社など、社外取締役の出身母体に偏りがあるように見受けられる」と取締役会の構成についての問題点を指摘しつつも、SBIHDらが内諾を得たとされる取締役候補者3名は、その2名がSBIHD出身となっております。これはご自身が批判される「出身母体に偏り」そのものではないのでしょうか。
- ⑨ 本公開買付届出書では、「対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保すること」をSBIHDらの目的として掲げられていますが、当行の役員は、2021年6月23日開催の当行の定時株主総会において、賛成割合にしていずれも73%以上の支持（SBIHDを除くと、賛成割合は94%以上の支持）を頂戴しており、2/3を優に超えるご支持を頂戴しております。そのような中、公開買付けを実施し、大量の当行株式の買い集めをされた後、「対象者の役員の全部又は一部を変更するために対象者の臨時株主総会の招集請求を行う」ことは、本公開買付けの開始日からわずか約80日前の2021年6月23日開催の当行の定時株主総会において示された株主意意思を無視していることに等しいことは明らかです。SBIHDの分析をご教示ください。
- ⑩ 本公開買付届出書では、「SBIHDらは、対象者の意思決定の適切性や機動性が欠如している一因は、取締役会メンバーの中には、ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社など、社外取締役の出身母体に偏りがあるように見受けられる面もあるなどの対象者の役員体制にあるものと考えておりますが、自発的に役員体制を見直し、ガバナンス機能の回復に努めることを対象者に期待することは難しい状況にあると考えております」と記載をしているところ、ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社の出身者の方であれば、「意思決定の適正性や機動性が欠如する」・「ガバナンス機能に問題がある」と読める、極端に事実を歪曲化し、意図的にバイアスをかけた記載が複数個所においてあります。このような記載を含む書類をTDnetやEDINETに提出することで、（本公開買付けの当事者でずらない）ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社のレピュテーション等に対する悪影響が生じないかといった点のご検討はなされなかったのでしょうか。検討過程を詳細にご教示いただき、本公開買付届出書の関連する箇所の文章を訂正することを含めご検討ください。
- ⑪ 本公開買付け後において、当行グループのガバナンス体制について変更を予定されていたら、その内容をご教示ください。
- ⑫ 本公開買付届出書では、2019年11月中旬に、当行の取締役が「大株主の出現により現在の経営体制が変更されることを単に回避したいのではないかと認識しうる対応」をしたと記載されています。当行は、ご提案の資本・業務提携の問題点につき、当行にとってデメリットがメリットを上回る旨を丁重にご

説明し、かつその結論について「違和感ない」と仰っていただいた上で、まずは事業上の連携を検討していく旨、双方合意しました。それは別途開示した事実経緯に関するプレスリリースの通りです。こうした事実を照らせば、当時当行の取締役が保身を図ったと貴社が認識される理由はない（当行の取締役が保身を図りたいのであれば、むしろメリットのない提携でも推進するほうが合理的であるから。）と当行は考えますが、それにもかかわらず、当行の取締役が「大株主の出現により現在の経営体制が変更されることを単に回避したいのではないかと認識しうる対応」といったと貴社が認識されたのであれば、その根拠をご教示ください。

- ⑬ 本公開買付け後において、公開買付者が現時点で想定されている当行の事業計画、財務・資金計画、投資計画、資本政策・配当政策等があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- ⑭ 本公開買付け後であるかを問わず、今後、当行グループについて、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交付、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分若しくは取得等の取引に関する提案、助言又は影響力の行使（株式買取請求権の行使を含みます。）を行う可能性があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
- ⑮ 役員及び従業員等の処遇の計画があれば、その内容をお示しください。
- ⑯ 本公開買付け届出書に記載された事項以外に、経営体制の変更の計画があれば、その内容をお示しください。

(2) 公的資金返済

- ① 本公開買付け届出書によれば、SBIHDらは公的資金の返済に関して「明確な水準は把握していない」とのことですが、国会答弁（第147回国会、参議院、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会 第9号 平成12年5月15日の議事録より、谷垣禎一 金融再生担当大臣（当時）、森昭治 金融再生委員会事務局長（当時）の答弁）及び会計検査院の平成19年度決算検査報告における内容を前提とすると、要返済額水準は約3,490億円と考えられます。SBIHDらは、その水準の額の返済は予定されていないということでしょうか。
- ② 「内部的に具体的な返済方針は未定」とのことですが、2021年9月16日の日経電子版によれば、北尾吉孝氏が「うちのリソース（経営資源）を入れて公的資金を返すために全力をあげる。うちがかかわるからには企業価値の上昇に全力投球する」と強調したとのことであり、また、「銀行が金（公的資金）を返すのは当たり前だ」とも語ったとのこと。株価が上記①の水準に到達しない場合でも、何らかの方法で、公的資金の返済が可能であるとお考えでしょうか。当行に注入された公的資金は現在普通株式の形となっていますが、その方法は株主平等の原則を踏まえ、他の普通株主との平等な取扱いを前提にしたものでしょうか。お考えになっているスキームがあればご教示ください（下註参照）。
- ③ 普通株式となっている公的資金を返済するのに、仮に2021年9月16日付「SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」に示されたような何らかの手法により、現株価より高い水準での返済を企図すると、SBIHDにも、自己の株主への説明責任が生じると考えます。上場企業が大株主となることにより、公的資金返済は著しく困難化することはないでしょうか。お考えをお示しください。

註：

- 現在当行は 8,387 億円の普通株式等 Tier 1 資本を有しており、また、平年で 500 億円程度の連結利益を上げています。従って、上記要返済額を長くかけずに返済する相応の資本的余裕は有していると言えます。
- 公的資金は、国が当行の優先株式を引き受ける形で注入されましたが、当該優先株式には普通株式への転換条項が付されていまして。その後転換期限を迎え、優先株式は普通株式へ転換され、現在国は 46,912 千株（2021 年 3 月末時点の議決権比率 21.79%）の普通株主となっています。公的資金の要返還額は約 3,490 億円とされますが、この 46,912 千株の普通株式の価値総額が約 3,490 億円となるのは一株あたり価値が約 7,450 円となったときです。
- 公的資金返済上のハードルは、優先株式とは異なり、普通株式には「株主平等原則」があり、全ての普通株主を平等に扱わなければならないことにあります。優先株式のままであれば、優先株式だけを買戻すことにより国に対して約 3,490 億円を返済すればよいはずのところ、普通株式に転換された結果、21.79%の国の持分価値を約 3,490 億円にするためには、他の全ての普通株主の一株あたり価値を同様に上げる必要が生じ、実質的には公的資金返済のために必要な株主資本の額が膨れ上がった（合計約 1.6 兆円）ことにあります。これが公的資金返済問題の本質であり、約 3,490 億円を返済する原資がないということではありません。
- しばしば、ウルトラ C 的な「公的資金返済スキーム」がないのかということが問われます。しかしながら、前述の株主平等原則から、公的資金返済につながるアクションを行う場合には、株主全体へ公正に開示を行うこと及び国以外の少数株主も平等に取り扱うことが必要となるのです。

(3) 事業上の連携

事業上の連携に関しては、以下の問題意識に基づいた質問をさせていただきます。

- (i) 顧客ニーズは顧客セグメント毎に大きく異なるが、当行と SBIHD らの各事業の顧客セグメントは真に補完的か（例えば、資産形成層の資産運用ニーズや、資産運用顧客の消費者ローンのニーズは限定的である）。さもなくば、SBIHD らの顧客基盤は、当行グループが強みを持つ各事業の対象顧客とはなり難く、クロスセルや送客による収益貢献は限定的となる。よって当行少数株主にとってのメリットは大きくない。極端なたとえをすれば、「南極で氷を売る」ようなことにならないか。
- (ii) 上記の点は 2019 年 9 月における資本・事業提携提案（9 月 16 日付「SBI 地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」参照）に際して、SBIHD に対して伝達しているが、本公開買付け届出書に記載されているシナジー効果は、2019 年 9 月当時の提案と比べて改善があるか。
- (iii) 本公開買付け届出書によれば、SBIHD らは、「対象者グループの主力事業である事業分野を高く評価」されているとのことだが、所有割合 48%を上限とする場合、SBIHD からも認めているように、機関銀行化を避ける、また当行少数株主の利益を保護する観点から、SBIHD と当行との間の利益相反取引の排除及びアームズ・レングス・ルールの徹底が必要となる（それは約 20%の持分比率の現状と同様である）。アームズ・レングスを確保し、利益相反を排除した上で、当行少数株主にとってメリットのある取引が SBIHD らとの間でどの程

度可能であり（例えば、当行が関連会社であるが故に優遇レートを適用したり、SBIHD らがアレンジャーとなる案件で融資を供与することは難しいのではないか）、当行少数株主はどの程度のメリット（単なる送客数といった KPI 的なもののみならず、収益面で）を得られるか。

- (iv) 優越的地位の濫用を排除した上で、当行顧客を SBIHD らに送客することがどの程度可能であり、当行少数株主はどの程度のメリット（同上）を得られるか。
- (v) 以上を総合的に踏まえると、本公開買付けは、SBIHD らのメリットはあっても、当行少数株主にとってのメリットはデメリットを下回らないか。

① 地域金融機関との取引

SBIHD らの系列となることで、出資先地銀以外の地域金融機関との取引に悪影響が生じ得ないでしょうか。お考えをお示してください。

② リテール口座と証券分野

- i. 提示されているような利便性の向上は、マネックス証券株式会社との提携により実現されると考えています。上記のとおり、証券業務に関する提携の提案については、株式会社 SBI 証券よりもマネックス証券株式会社の提案の方が、優れていたと当行は考えました。当行の株主にとって、株式会社 SBI 証券との連携に、マネックス証券株式会社との提携よりもメリットがあるとお考えになる具体的根拠をお示してください。
- ii. 株式会社 SBI 証券は、既に住信 SBI ネット銀行株式会社と預金連携がなされていると認識しています。このような中、SBIHD グループの顧客に対して、どのような動機付けを行い、どの程度の当行への送客及び収益増を期待できるかご教示ください。
- iii. 上記 ii に関連して、この分野について連携先を当行のみに変更していただけのお考えがあるのか、ご教示ください。
- iv. 当行を子会社した場合、住信 SBI ネット銀行株式会社との事業上の重複や利益相反をどのように解決するお考えでしょうか。
- v. 当行はリテール顧客のセグメント毎に戦略を有しており、リテール口座の増加のみでは必ずしも利益水準の増加に繋がらないと考えております。リテール顧客の増加が収益強化に繋がると考えられている具体的な根拠をお示してください。

③ 小口ファイナンス

- i. 当行もかつて FX 取引に関するサービスを提供していましたが、コンシューマーファイナンスの顧客層との重なりは大きくありませんでした。この分野について当行への大規模な送客が可能とお考えになる具体的根拠（顧客の分析など）をお示してください。
- ii. 株式会社 SBI 証券の若年層顧客に、当行グループのクレジットカード・プリペイドなどのクロスセルを行うことは、様々なパートナーと既に行っている業務提携と同じであり、株式会社 SBI 証券の独自顧客は想定しづらく、顧客基盤は、これらのパートナーの方々の顧客基盤と多くは重複していると思われます。送客及び収益増に関して想定されている規模をお示してください。
- iii. ビッグデータの活用は当行も注力しているところですが、SBIHD グループ

の保有されるデータ（行動分析等）が、当行の与信判断やマーケティングに活用できると考えられる具体的な根拠及び想定される与信費用低下率をご教示ください。

- iv. **SBIHD** グループで活用を考えられている当行グループのデータがどのようなものかお示しください。

④ ストラクチャードファイナンス

提示されているような、地域金融機関へのディストリビューションは、既に当行も広範に行っており、約9割の地方銀行と取引実績があります。また、プロジェクトファイナンスや不動産ノンリコースファイナンスは、「営業力で販売」するようなパッケージ商品ではなく、顧客自身の高度なリスク判断が必要であり、個別に丁寧な説明が求められます。そのため、この分野は、大手の地方銀行が主たる顧客となり、**SBIHD** グループの顧客基盤とは異なると当行は考えています。当行の認識を踏まえて、**SBIHD** グループは、この分野において、どのような貢献ができるのか、想定される実行額・収益増も含め、具体的に教示ください。

⑤ プリンシパル・トランザクション

- i. 当行は、現在でも、良好なリスクリターンの見込める投資機会の連携は、積極的に追求しており、良い案件があれば、**SBIHD** グループも含めて、連携を前向きに考えております。しかしながら、そのような案件は限定的であると当行は理解しています。また、当行は既に地域金融機関と広範な取引を行っております。この点につきまして、**SBIHD** グループが提携している地方金融機関「以外」の先との共同投資の金額・件数をご教示ください。
- ii. 当行グループへ共有可能なノウハウの例をご教示ください。

⑥ 市場営業・トレジャリー

現状でも、複数のカウンターパーティの中から最良価格で執行することを原則としています。市場で観測されるビッドオファーと比較して、どの程度有利となるか、通貨ごとにお示しください。

⑦ リース事業

- i. 「ストラクチャードファイナンス」と同様、この分野においては、**SBIHD** グループの顧客基盤は、対象顧客となくいと当行は考えています。これを踏まえて、**SBIHD** のお考えを具体的にご教示ください。
- ii. **SBIHD** グループの取引先や資本業務提携・業務提携先の金融機関の取引先へのリース関連商品を提供するとのことですが、優越的地位の濫用とならないよう慎重にこれを行う必要があります。また、アームズ・レングスでの取引となる以上、際立った効果は期待できないと考えられます。この点についての**SBIHD** らの考えを具体的にご教示ください。

⑧ 当行と既存取引先との関係

- i. 本公開買付届出書では、当行が証券業務分野における提携に関する株式会社 **SBI** 証券からの提案を謝絶したことを理由の一つとして、「現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めない」と結論付けられています。しかし、当行の証券業務分野における提携は、3社の候補者からの提案をいただく入札形式を採用しており、株式会社 **SBI** 証券の提案が採用されなかったことは株式会社 **SBI** 証券の提案が最も競争力のある提案とは評価できなかったに過ぎません。ここで、**SBIHD** らは、本

公開買付の目的として「事業上の提携関係の構築・強化」を掲げておりますが、本公開買付けの成立により、入札形式による最も競争力のある提案を採用した結果である、当行とマネックス証券株式会社との間の包括業務提携が実現できなくなるのではないのでしょうか。入札形式による最も競争力のある提案を採用できなくなることで生じる事業価値の向上への障害、当行の少数株主への影響についてどのような分析・評価をされたかご教示ください。なお、ご回答にあたっては、SBIHD が本公開買付届出書において、本公開買付け成立後の経営方針として、下記に抜粋するとおり、対象者と SBIHD グループとの間の重要な取引に関する利益相反管理体制等について言及をされていますが、「アームズ・レンジス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定」しても、「入札形式による最も競争力のある提案の採用」に比べて、明らかに当行にとって契約条件で劣る事態が生じると当行が考えていることをご留意ください。

＜本公開買付届出書の関連する記載の抜粋＞

「対象者の業務面においては、対象者と SBIHD グループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて3分の1以上の独立社外取締役を含む対象者の取締役会において慎重に審議・検討を行うとともに、アームズ・レンジス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定するなど、SBIHD グループとの十分な利益相反管理体制を敷きつつ、対象者の金融機関としての業務の適切性及び財務の健全性を維持するために、SBIHD グループとの間の一定の金額基準以上の取引は事前協議事項として、SBIHD においてもその内容について適切にモニタリングできるような体制を整えることを考えております。なお、SBIHD グループの社内取締役又は従業員及び、それらの経歴を有する者など SBIHD グループと関係の深い役員については、SBIHD グループと対象者との間の取引についての対象者内での意思決定に関与しない予定です。」

- ii. 当行が結果的にマネックス証券株式会社を業務提携先として選んだ証券仲介業務の提携のような件に限らず、本公開買付け後、当行の取引先等について何かご提案をされることはありますでしょうか。該当するものがあれば、その内容をご教示ください。

(4) 機関銀行化

- ① SBIHD の子会社である SBI ソーシャルレンディング株式会社は、関東財務局長より、2021年6月8日付で、金融商品取引法第52条第1項及び第51条の規定に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を受けております。結果的に同社は廃業し同事業から撤退するとのことですが、かかる業務停止命令及び業務改善命令を受け、SBIHD のグループ管理体制の観点から、どのような改善策が講じられる予定か、具体的にご説明ください。
- ② 上記①に関連して、SBI ソーシャルレンディング株式会社の投資家には損失補填をされましたが、不正融資先であるテクノシステム株式会社からの資金の流れは解明されていないと認識しております。また、この件で、不祥事を起

こした企業が公表する調査報告書の格付けを行う「第三者委員会報告書格付け委員会」は、第 24 回格付けにおいて、当該案件の第三者委員会報告書は、SBI ソーシャルレンディング株式会社の親会社である SBI ホールディングス、ひいては SBI グループ全体を率いる北尾吉孝氏の責任が抜け落ちていると批判しています。また、SBI ソーシャルレンディング株式会社の代表者には早期の上場への強いプレッシャーがあったと報道されておりますが（月刊 FACTA の 2021 年 4 月 29 日号外速報）、そのように上場を求めた親会社のグループガバナンスの観点の説明は提供されていないと理解しています。SBIHD らが当行の主要株主となった場合、同様の問題が起こらないかということは、当行の一般株主の関心事と思われまますし、グループガバナンスの観点からは、当行の一般株主の利益に大きく関連するものと思われまます。つきましては、上記の点について、より詳しいご説明をお願いします。

- ③ 月刊 FACTA の 2021 年 9 月号によれば、SBIHD らが資金提供をされている株式会社 THE グローバル社へ、SBIHD らの出資先である地方銀行が社債引受け及び融資で「側面支援」されているとのこと。この「側面支援」も機関銀行化の観点から当行としては憂慮しております。出資先である地方銀行への圧力の有無、出資先である地方銀行における SBIHD らへの配慮の程度、特殊なインセンティブが出資先である地方銀行においてなかったか等について、詳しいご説明をお願いします。貴社が掲げる「第 4 のメガバンク」構想全体が、SBIHD らの傘下の銀行を機関銀行化したり、また利益相反取引により SBIHD らから収奪されることが万が一にもないことを、当行少数株主は確信する必要があると考えております。

(5) 「第 4 のメガバンク」構想における当行の位置付け

- ① SBIHD らが現在進めている地方銀行の「連合構想」（「第 4 のメガバンク」）についてご説明ください。
- ② 「第 4 のメガバンク」ほどの程度の規模感（資産、収益、利益など）を想定されているのでしょうか。
- ③ 「第 4 のメガバンク」がどのように地域経済の活性化や地方創生に資するかをご説明ください（当行は地方創生パートナーズの参画を通じて相当程度理解していると考えていますが、株主の皆様のために改めてご説明ください）。
- ④ 「第 4 のメガバンク」における当行の位置付けをご教示ください。
- ⑤ 「第 4 のメガバンク」の現在の主眼は運用委託とシステム共通化にあると理解しています。仮に、SBIHD が当行を「第 4 のメガバンク」における核のような位置付けに据えるお考えである場合、それによって当行少数株主が享受するメリットは何でしょうか（どの程度の収益増を見込まれているのでしょうか）。当行は SBIHD が今後地域金融機関に出資・買収する際の受け皿となるのでしょうか。

以上